

## 北海道大学医学部保健学科成績評価専門委員会申し合わせ

平成 21 年 5 月 21 日

制 定

(設置)

**第 1 条** 北海道大学医学部保健学科教務委員会内規第 7 条第 2 項の規定に基づき、北海道大学医学部保健学科教務委員会（以下「教務委員会」という。）に成績評価専門委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

**第 2 条** 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、教務委員会へ報告する。

- (1) 医学部保健学科の授業科目（専門教育科目に限る。以下同じ。）の成績評価について、保健学科の学生が異議申立てをした場合に調査・検討を行う。
- (2) 医学部保健学科の授業科目の成績評価について、適正に行われているか定期的に調査を行う。
- (3) 医学部保健学科の授業科目について、学生による授業アンケートを実施し分析及び活用を行う。

(組織)

**第 3 条** 委員会は次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 教務委員会委員（1 名）
- (2) 医学部保健学科の授業科目を担当する各専攻の教員（国立大学法人北海道大学特任教員就業規則（平成 18 年海大達第 35 号）第 3 条第 2 号に該当する特任教員を含む。）（各 1 名）（前項の委員が所属する専攻を除く。）
- (3) その他、保健学科長が認めた者（若干名）を加えてよいものとする

(任期)

**第 4 条** 前条の委員の任期は、1 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(委員長)

**第 5 条** 委員会に委員長を置き、第 3 条第 1 号の委員をもって充てる。ただし、第 6 条に掲げる場合であって、委員長が第 8 条第 2 項の規定により委員会の構成員となれないときには、他の委員が代行するものとする。

(異議申立て)

**第 6 条** 第 2 条に基づき、学生から授業科目の成績評価について異議申立てがあった際には、随時委員会を開催する。異議申立てに係る委員会の開催は、次に掲げる場合とする。

- (1) シラバスに記載してある成績評価方法や授業中に指示のあった成績評価方法と、異なる成績評価方法により評価されたことを、学生が客観的・具体的事実をもって示すことができる場合
- (2) 明らかに誤記入によるものと思われる場合で、学生が客観的・具体的事実をもって

示すことができる場合

(異議申立ての方法)

**第7条** 前条第1号又は第2号の異議申立ては、別紙様式による異議申立書を、保健学科教務担当窓口へ提出することによって行なう。

2 異議申立ての受付期間は、学期毎に定める。

(異議申立てに関する事項の審議)

**第8条** 第6条に規定される異議申立てがあった場合には、当該異議申し立てに関する事項の調査及び検討を、委員会が行なうものとする。

2 第3条に掲げる委員であっても、異議申立てに係る授業科目の担当教員である場合には、委員会の構成員となることはできない。この場合、保健学科長は、当該委員会の構成員が3名以上となるよう第3条第3項に掲げる者を指名しなければならない。

3 委員会は、異議申立てを行なった学生及び当該授業科目の担当教員から事情聴取を行なう等の調査を行い、検討する。

4 委員会は、前項の検討結果に基づき、調査・検討結果の回答書面を作成し、教務委員会に報告する。

5 前項の報告に基づき、教務委員会の議を経て、教務委員長が当該学生に調査・検討結果を通知する。

(雑則)

**第9条** この申合わせに定めるもののほか、医学部保健学科の授業科目の成績評価の異議申立ての取扱いについて必要な事項は、医学部保健学科会議の議を経て、保健学科長が定める。

**附 則**

この申し合わせは、平成21年5月21日から実施する。

**附 則**

この申し合わせは、平成23年4月21日から実施し、平成23年4月1日から適用する。

**附 則**

この申し合わせは、平成24年4月1日から実施する。

**附 則**

この申し合わせは、平成27年4月1日から実施する。

**附 則**

この申し合わせは、平成30年4月1日から実施する。

別紙様式（第7条関係）

保健学科専門教育科目にかかる成績評価に関する異議申立書

所属専攻名			
学生番号		学年	年
氏名			
連絡先（電話番号）			
E-mail アドレス			
開講学期	平成 年度 第1学期，第2学期 ※年度を記入し，該当する学期を○で囲むこと。		
科目・講義題目			
担当教員氏名			
質問内容			
<p>注：申立てできるのは以下の場合です。</p> <p>(1) シラバスに記載してある成績評価方法や授業中に指示のあった成績評価方法と，異なる成績評価方法により評価されたことを，学生が客観的・具体的事実をもって示すことができる場合（客観的・具体的事実を示す資料を添付すること）</p> <p>(2) 明らかに誤記入によるものと思われる場合で，学生が客観的・具体的事実をもって示すことができる場合（客観的・具体的事実を示す資料を添付すること）</p>			
*事務担当者確認欄	受領月日（平成 年 月 日）		